

事務連絡
令和3年10月27日

各都道府県市区町村担当課 }
各指定都市税制担当課 } 御中

総務省自治税務局市町村税課

給与支払報告書の取扱いについて

地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6第1項の規定により、1月1日現在において源泉徴収義務のある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の住所地の市町村長に対して、給与支払報告書を提出することとされています。なお、その際の事務上の取扱いとして、給与支払報告書を市町村に提出する際には、給与支払報告書を2枚提出することとされているところです。

このことについて、昨年度、全市区町村に対して給与支払報告書の提出枚数を1枚とした場合の影響についての調査を行ったところ、実務上は差し支えないこと、提出枚数を1枚にすることにメリットがあることなどの回答を得たことから、給与支払報告書の提出枚数の取扱いを1枚に変更することについて、国税庁との調整を進めることとし、全市区町村に対してもその旨のご連絡を行っていたところです。

国税庁との調整を行った結果、令和5年1月以降、市区町村に提出される給与支払報告書の枚数を1枚とすることとなりましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(連絡先)

総務省自治税務局市町村税課

担当：福田係長、服部事務官

電話：03-5253-5669

FAX：03-5253-5671